

**海老名市立勝瀬保育園  
移管先事業者募集要項**

令和2年12月

海老名市

## 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項

### 目 次

1	募集にあたって	1
2	応募の条件及び方法	2
3	移管にあたっての条件（施設関係）	7
4	移管にあたっての条件（運営関係）	9
5	協定・契約の締結	13

### 別 添

- ・ 図面
- ・ 公立保育園施設概要
- ・ 勝瀬保育園行事予定表（令和2年度の当初予定です）

# 1 募集にあたって

## 1 まえがき

近年、全国的な問題となっている「待機児童問題」については、当市においても抱えている大きな問題です。このため、現在、待機児童の解消を喫緊の課題として捉え、保育園の新設等による定員拡大の取り組みを鋭意進めているところです。

しかしながら、全国的には人口減少社会が到来していることから、近い将来、保育需要も減少することが想定されるため、老朽化対策も含めた今後の公立保育園のあり方を整理する必要があります。

このため、海老名市では、平成 30 年 8 月に、今後の公立保育園の運営方針を定めた「公立保育園のあり方」を策定しました。

この中で、海老名市立勝瀬保育園（以下、「勝瀬保育園」という。）については、海老名駅から徒歩 20 分圏内であり、今後とも保育需要の見込める地域であるため、民営化を行った上で存続させる方向性を定めました。

これに基づき、勝瀬保育園の管理及び運営を引き継ぎ、今後も子どもたちやこの地域住民に親しまれ、愛される保育園として市とともに児童福祉を支えていく事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、事業者を募集します。

## 2 事業実施の前提

本事業の実施に際しては、議会の議決や関係機関の許認可が必要となります。市としては、この要項及び事業者との協議に基づき、誠実に事業を進めてまいります。予算、資産の譲渡その他議会の議決が必要な事項について、議会が議決しなかったとき、許認可申請その他の行為に対して関係機関の許認可が下りなかったときは、事業の実施ができませんので、予め御承知おきください。

なお、この場合、補償等はいたしかねますので、あわせて御承知おきください。

## 3 新型コロナウイルス感染症対応

事業実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払い実施します。

応募される事業者におかれましても、現場説明会、プレゼンテーションなどにおいて新型コロナウイルス感染症対策に十分留意の上、適切な対応を取るようお願いします。

また、以下の事態が発生した際には、業務を一時中断し、各種スケジュールを変更する場合があります。これに伴う補償等はいたしかねますので、あわせて御承知おきください。

- ・ 神奈川県に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が出されたとき。
- ・ 勝瀬保育園で感染者が出て、臨時休園したとき。
- ・ その他、児童に危険が及ぶと市が認めたとき。

## 2 応募の条件及び方法

### 1 募集にあたっての基本理念

勝瀬保育園では、次に掲げる理念、基本方針及び目標に従い、昭和53年から40年以上にあたり保育を行っています。この精神を受け継ぐとともに、民間事業者の発想を生かし、より良い保育を目指してください。

また、保育内容の向上を図る場合にあっても、在園児が現在の保育環境に慣れ親しむとともに、行事はもとより、毎日の保育園での生活を楽しみにしていることを最大限尊重し、保育にあたることに努めてください。

#### (1) 保育の理念

子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に開かれた保育園を目指す

#### (2) 保育の基本方針

家庭や地域社会と連携を図り、豊かな心を持った子どもを育てる

#### (3) 保育の目標

- ・ 良く遊ぶ子ども
- ・ 心豊かで思いやりのある子ども
- ・ 人と協力していける子ども

### 2 施設の概要

#### (1) 名称

勝瀬保育園

※ 移管後は、神奈川県への認可申請により名称を変更できますが、「勝瀬」を必ず使用してください。

#### (2) 所在地

海老名市勝瀬8番1号

#### (3) 施設の概要

##### ア 構造

鉄筋コンクリート造（2階建）

##### イ 敷地面積

1254.24 m<sup>2</sup>

（園舎部分と、未舗装の道路を隔てプール部分の2か所に分かれています。）

##### ウ 延床面積

434.00 m<sup>2</sup>

#### (4) 定員等

（令和2年10月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
認可定員	6名	9名	10名	10名	10名	15名	60名
現員	3名	9名	10名	12名	10名	12名	56名

#### (5) 設立年月日

昭和53年4月1日

### 3 移管時期

(1) 引き継ぎ期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※ 保育内容にかかる引き継ぎを行う期間として、市職員と移管先事業者による合同保育を実施します。

(2) 移管時期

令和4年4月1日

※ 移管時期は議会での議決により確定します。

### 4 応募資格

応募資格を有する者は、令和2年10月1日現在において、海老名市内で認可保育園を運営している法人であることを条件とし、次の全てを満たすものに限りします。

- (1) 児童福祉の本旨を理解し、勝瀬保育園が積み重ねてきた保育の実績を尊重するとともに、これを継承していく力量を擁すること。
- (2) 当該保育園を現在の場所で、無償貸与期間<sup>※</sup>満了後も長期にわたり安定的に運営すること。また、そのための能力を有すること。
- (3) 海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当していないこと。
- (4) 最近1年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 以下に定める現場説明会に参加していること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと。

※ 土地の貸与に関しては、7ページを参照してください。

### 5 申請手続き

(1) 申請書類等の取得方法、取得期間

ア 取得方法

海老名市ホームページ「トップページ>市政・ビジネス>入札・契約>プロポーザル>海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」からダウンロード

イ 取得期間

令和2年12月1日～令和3年1月5日

(2) 質問の受付

募集要項についての質問を次のとおり受け付けますので、別紙質疑書（第5号様式）に質問内容を簡潔にまとめ、期限までに下記のアドレスに提出してください。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。

ア 提出先アドレス

[hoiku@city.ebina.kanagawa.jp](mailto:hoiku@city.ebina.kanagawa.jp)

イ 受付期間

令和2年12月1日～12月22日

ウ 質問への回答

質問に対する回答書を海老名市ホームページ「トップページ>市政・ビジネス>入札・契約>プロポーザル>海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」に順次、掲載していきますのでご確認ください。質問をした事業者名は公表しません。なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがあります。

### (3) 現場説明会

施設及び現在の運営状況に関する現場説明会を実施します。次の期間内に行いますので、申請を予定している法人は、提出様式集の現場説明会参加申込書（第6号様式）を、期限までに下記の提出先アドレスに提出してください。

#### ア 提出先アドレス

hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

#### イ 受付期間

令和2年12月1日～12月11日

#### ウ 実施日程

令和2年12月14日～12月18日（別途連絡します。）

#### エ 参加者

1応募予定者につき、5名までとします（身分証明書を提示してください。）。

※ 募集要項に関する質疑は、この説明会では回答いたしかねます。

※ この現場説明会に参加されない場合は、応募ができませんので、注意してください。

### (4) 応募書類の提出

#### ア 受付場所

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課窓口（えびなこどもセンター1階）

#### イ 提出締め切り

令和3年1月5日 午後5時

#### ウ 注意事項

提出される場合は、前日までに電話で保育・幼稚園課に予約をお願いします。

## 6 提出書類

### (1) 申請書類

- ① 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者申請書（第1号様式）
- ② 海老名市立勝瀬保育園事業計画書（第2号様式）
- ③ 申請事業者団体に関する書類（様式は任意）
  - ・経歴・実績
  - ・代表者の経歴・役員構成・氏名
  - ・組織構成・業務所管部署の配置状況と従業員数
- ④ 法人の定款の写し、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 勝瀬保育園の収支予算書（民営化後3か年分）
- ⑦ 過去3年間（平成29年度～平成31年度）の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書（ただし、当該申請者が申請書の提出日に属する事業年度に設立された場合は不要）
- ⑧ 法人における令和2年度の事業計画書、収支予算書
- ⑨ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は完納証明書（直近の決算期に係るもの）
- ⑩ 暴力団員等の排除に係る調査承諾書（第3号様式）
- ⑪ 社会保険（健康保険、厚生年金）、労働保険（雇用保険、労働者災害保険）に加入していることを証する書類
- ⑫ 労働分野に関する質問回答書（第4号様式）

## (2) 提出書類作成上の留意点

- ア 提出書類は、全て A4 判片面カラー刷り（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5 ポイント以上）で作成の上、縦型ファイルに左綴じで提出してください。またインデックスで書類名を示してください。
- イ 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は認めません。
- ウ 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定の公表上必要な場合は、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- エ 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第 7 条の規定により開示することがあります。なお、非公開としたい情報は、提出様式集の非公開としたい情報届出書（第 7 号様式）により届け出てください。
- オ 申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- カ 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- キ 申請書類提出後に辞退する場合は、提出様式集の参加辞退申出書（第 8 号様式）を提出してください。
- ク 市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することは禁止します。また、第三者に対して情報提供することも禁止します。

## (3) 提出部数

- 正本 1 部、副本 13 部（副本は複写可）の計 14 部  
市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

## 7 事業者の選定

### (1) 選定方法

事業者の選定については、海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会において、資格審査、書類審査、面接（プレゼンテーション）及び法人が既に運営している保育園の施設見学により実施します。審査は、次の選定基準について、別に定める「海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会審査要領」により採点し、最優秀提案者を選定委員会の意見として市に提案し、市が移管先事業者を決定します。

### (2) 資格審査

応募資格の有無について審査を行います。資格のない事業者は、その後の審査に進めません。審査の結果については、審査が終了し次第通知します。

なお、応募資格のうち、暴力団員等の排除に係る調査については、選定作業と並行して行います。調査の結果、海老名市暴力団排除条例第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当した場合は、その時点で失格とします。

### (3) 選定基準

次に掲げる事項等を考慮して総合的に審査して選定します。

- ア 勝瀬保育園の運営を引き継ぎ、保育サービスの向上を図る能力を有していること。
- ・ 勝瀬保育園における保育を引き継ぎ、発展させる能力
  - ・ 全ての児童を公平に受け入れる能力
  - ・ 児童の安全・安心の確保  
（防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・アレルギー・障がい児対応等）
  - ・ 利用者のニーズを捉え、サービスの向上を図る能力
  - ・ 保育サービスに関する新たな提案内容
  - ・ 客観的な評価を行い、質の向上につなげる能力

イ 勝瀬保育園の今後の運営について、明確な理念及び計画を有していること。

- ・ 民営化後の保育所運営の理念
- ・ 配置する施設長の像
- ・ 民営化後の園舎建て替え計画
- ・ 民営化後の敷地の利用計画

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

- ・ 既に運営している認可保育園その他の事業の業務実績及び財務状況
- ・ 職員雇用計画及び労働条件
- ・ 管理運営組織体制
- ・ 苦情受け付け体制

エ その他

- ・ 勝瀬保育園が築き上げてきた地域との関係性その他を受け継ぐ能力
- ・ 法令遵守能力
- ・ 子育て支援事業に係る新たな提案内容
- ・ 地域との交流に係る提案内容
- ・ 現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画
- ・ 保育内容の引き継ぎ方法及び費用負担の考え方
- ・ その他

#### (4) 面接審査

面接審査の日時については、前項の資格審査の結果において、合格の場合に同通知に合わせて記載します。

ア 日程

令和3年1月16日 ※ 応募する事業者数により、前後することがあります。

イ 場所

海老名市役所又はえびなこどもセンター

ウ 時間

1 応募者当たり 30 分を予定（説明 10 分、質疑応答 20 分）

エ 説明者

会場への入室は、5 人までとします（身分証明書を提示してください。）。

オ その他

申請書類に沿って移管先事業者としての適性をプレゼンテーションしてください。追加提案の説明は認めません。パソコン等が必要な場合は、申請者が用意してください（プロジェクター及びスクリーンは、市でも用意があります。）。

#### (5) 施設見学

応募事業者が既に海老名市内で運営している保育園について、選定委員会により施設見学を行います。この方法及び日時については、応募事業者に別途通知します。

また、勝瀬保育園在園児の保護者から施設見学の希望があったときは、真摯に対応してください。在園児保護者の施設見学については、選定委員の評点に影響することがあります。

#### (6) 審査結果

審査結果は、文書により申請者に通知するとともに、内定した事業者名を海老名市ホームページ「トップページ＞市政・ビジネス＞入札・契約＞プロポーザル＞海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の募集について」に掲載します。

※ 審査結果の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じません。

### 3 移管にあたっての条件（施設関係）

#### 1 移管の方法

##### (1) 用地の扱い

- ア 用地は、敷地AとBに分かれています。詳細は、図面のとおりです。
- イ 敷地AとBの間に、市道 1040 号線が通っています。民営化後、敷地AとBの一体利用については、市と協議の上、市道を付け替えることで対応が可能です。この場合、市道の付け替えに係る費用は事業者の負担とします。
- ウ 市道 1040 号線の直下には、上水道管及び下水道管（汚水）が埋設されています。イにより市道の付け替えを行いたいときは、移設にかかる費用も事業者の負担とします。
- エ 市道 1040 号線と敷地Aの間に、国有地である敷地Cが所在します。イにより一体利用を希望するときは、敷地Cについて譲与を受けるよう市と国で協議します。この場合、有償譲渡となった場合の費用は、事業者の負担とします。
- オ 敷地Aについては、周囲に水路用地があります。当該部分には、建築物を建造することはできません。また、使用にあたり制限があるほか、手続きが必要です。
- カ 敷地Aには、防火水槽が埋設されています。開所時間外や建て替え工事中にあっても、災害時に使用できるよう配慮してください。
- キ 用地は、保育園運営の目的以外には使用できません。
- ク 用地は、市と事業者との間で使用貸借契約を締結し、10年間の無償貸与とします。
- ケ 送迎用駐車場は、建て替え後にあっては別途用意する必要があります。なお、敷地内に新たに確保する計画としても構いません。
- コ 職員用駐車場については、必要に応じて運営法人が別途用意してください。
- サ 園舎東側隣地の敷地内に、万年塀があります。耐震性について疑義があるため、隣地の地権者と市で交渉中です。なお、安全性の確保にあっては、市と隣地の地権者で責任を持って協議を続け、対応します。
- シ 10年間の無償貸与期間満了後は、有償での貸与又は譲渡（保育所等の施設の用に供することの条件付き）することを予定しております。参考価格を下に示します（非課税のため、推定額です。）が、契約に際しては、不動産鑑定を実施し、契約の締結により確定します。
- ス 水路用地は、譲渡の対象外です。

	地番	面積	固定資産税評価推定額（※）
敷地A	勝瀬 67 番地	928.24 m <sup>2</sup>	93,127,534 円
敷地B	国分南三丁目 995 番地の 2	326.00 m <sup>2</sup>	32,134,472 円
敷地C	国分南三丁目 67 番地の 2	12.00 m <sup>2</sup>	-

※ 固定資産税を算定する上での評価額です。対象地は非課税となりますので、金額は仮算出です。

##### (2) 建物の扱い

- ア 建物は、譲渡契約により、現状のまま有償譲渡します。耐震診断は実施済みで、問題なしとの判定が出ていますが、隠れた瑕疵については、本市は一切の責任を負いません。
- イ 譲渡の価格については、参考価格を下に示します（非課税のため、推定額です。）。また、当該施設は建設にあたり昭和 52 年度社会福祉施設等施設整備費国庫／県費負担金を受けています。このため、譲渡にあたり返納が必要な場合は、返納金を上積みした経費を負担していただきます。なお、最終的な金額及び諸条件については、不動産鑑定を実施し、市と事業者の協議の上、契約の締結により確定します。

- ウ 譲渡を受けた建物は、所有権移転登記後、直ちに運営法人の基本財産に編入することとします。
- エ 建物の維持管理等に係る経費の一切は、運営法人の負担となります。
- オ 建物は、保育園運営の目的以外に使用することはできません。
- カ その他必要な事項は、契約書により別途協議の上定めます。

	地 番	延床面積	固定資産税評価推定額 (※)
園舎	勝瀬 67 番地	434.00 m <sup>2</sup>	6,503,868 円

※ 固定資産税を算定する上での評価額です。対象地は非課税ですので、金額は仮算出です。

### (3) 工作物及び備品

- ア 施設内の工作物及び備品（市で所有するものに限る。）については、市と事業者で協議の上、譲渡契約を締結し、無償譲渡とします。OA機器等については除外します。
- イ 現在、園舎内にリース契約にてAEDを設置しています。民営化後も、保育所利用者のほか地域住民の安全確保のため、設置を継続してください。
- ウ その他移管の際に必要な備品及び消耗品等は、運営法人が用意してください。

### (4) 各種契約事務

現在、勝瀬保育園で市が長期継続契約している案件は、次のとおりです。この契約については、民営化後、事業者で引き継いでください。引き継ぎに係る契約相手との協議は、市で行います。契約期間満了後の更新の有無は、事業者の自由です。

業務名	金額（総額）	契約期間	相手方
海老名市立保育園警備業務委託	1,943,136 円	平成 31 年 3 月 1 日から 令和 5 年 6 月 30 日まで	セコム株式会社
海老名市立保育園自動体外式除細動器〔AED〕パッケージ賃貸借	2,376,000 円	令和 2 年 10 月 1 日から 令和 7 年 9 月 30 日まで	総合警備保障株式会社相模支社
海老名市立保育園清掃業務委託	16,024,080 円	令和 2 年 8 月 1 日から 令和 5 年 7 月 31 日まで	有限会社誠サービス厚木支店

※ 公立保育園 5 園の一括契約です。事業者は、勝瀬保育園部分の契約を引き継ぐものとします。巻末に公立保育園の面積等の情報を掲載していますので、参考としてください。

## 2 建て替え工事の実施

- (1) 建物については、現在の在園児が卒園後、令和 8 年度以降に事業者により建て替え工事を実施してください。なお、国庫負担金を受けている都合上、国庫の指示により、時期が前後することがあります。
- (2) 建て替え工事の時期、方法及び建て替え後の園舎や敷地の計画案については、提案事項とします。
- (3) 園舎の建て替えに際しては、その時点で活用できる国庫・県費補助金により、補助を受けることができます。
- (4) 建て替え工事ではなく、大規模改修工事とする計画の提案も可能とします。この場合でも、長期にわたる運営に支障がない計画としてください。また、この場合は、構造に関する診断を事業者の負担により行うこととしてください。
- (5) 建て替え後も、勝瀬保育園の特徴である広い園庭を維持するため、神奈川県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例に定める屋外遊戯場については、園児数に対する面積を現状と同程度、敷地内に確保してください。

## 4 移管にあたっての条件（運営関係）

### 1 遵守すべき期間

ここに示す基準については、移管後、令和2年12月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は遵守してください。なお、3に定める三者協議会での合意により、変更することは可能とします。

その後、市と土地に関する使用貸借契約を結んでいる期間内にあつては、利用者及び関係者の十分な理解のもと、変更について市に協議し、合意を得られた場合は、変更できるものとします。

その後は、法令の範囲内で、関係官署への必要な届出等を行うことにより、変更することができます。なお、2に定める基本的事項については、変更することはできません。

### 2 事業者が行うべき基本的事項

- (1) 児童福祉法に則り、施設の設置目的を十二分に理解した上で、児童の最善の利益を考慮し、児童福祉施設としての役割を果たしてください。
- (2) 児童の入所承諾・不承諾、解除については、海老名市福祉事務所長の決定に従ってください。
- (3) 現在の勝瀬保育園の保育水準及び保育・子育て支援サービスを一切落とすことなく、さらに向上を図ってください。
- (4) 児童福祉施設の責任として、障がい者に対する合理的配慮を行うとともに、障がい児保育やアレルギー児対応の水準を落とすことなく、さらに積極的に取り組んでください。
- (5) 家庭や地域との連携を図り、児童の健全な発達を支援してください。

### 3 三者協議会の設置・運営

- (1) 事業者・保護者・市の三者でつくる協議会（以下「三者協議会」という。）を移管前に設置し、移管後の保育内容等について協議してください。
- (2) 移管後においても、令和2年12月現在在籍している児童が卒園するまでの期間は三者協議会を運営し、意見を尊重するとともに、その場での決定事項は遵守してください。
- (3) 現状の保育内容を変更するとき、新たなサービスを導入するときや保護者からの要望などの対応については、三者協議会で協議の上、決定してください。

### 4 職員体制

事業者は、運営業務開始までに余裕を持ち、経験年数等に配慮するなど、業務遂行にふさわしい保育士、調理員その他必要な人員を選定してください。

なお、勝瀬保育園に勤務した経験を持つ職員で、勤務を希望する職員（保育士、調理員、安全監視員等）については、可能な限り採用してください。

#### (1) 統一事項

ア 事業者は、業務を的確かつ迅速に行うことはもとより、当該施設における風紀・業務規律を乱すことのない者を選任してください。

イ 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める職員配置を遵守してください。

ウ 労働基準法その他法令に基づき適切な労務管理を行ってください。

エ 保育及び調理業務に従事する職員に対しては、サルモネラ菌・赤痢菌・O-157 について

の腸内細菌検査を定期的実施してください。

オ 利用者の救命救急の観点から、普通救命講習を終了し救命技能認定を受けている者を常時配置し、AED（自動体外式除細動器）を扱える職員を確保してください。

カ 「5 協定の締結」に定める運営の引き継ぎ業務を通じ、現在在籍している児童をそのまま受け入れる能力を有するだけの職員数及び質を確保してください。

(2) 施設長

ア 施設長は専任とし、他の施設と兼務しない者で、健全な心身を有し、福祉事業に熱意があり、園を適切に運営できる者としてください。

イ 保育士資格を有し、民営化時点で認可保育園での勤務経験が10年以上かつ認可保育園の施設長に3年以上従事した経験がある者としてください。

ウ 防火管理者（甲種）資格取得をしている職員としてください。

(3) 保育士

ア 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項に定める保育に従事する職員は、すべて保育士としてください。

イ 常勤保育士のほか、非常勤保育士を配置する等により、朝夕の児童が少ない時間についても、適切な人員を配置してください。

ウ 1歳児の保育に当たる保育士については、海老名市立保育園における独自基準を継承し、保育士1人に対し児童は4.5人までとしてください。

エ アレルギー児や障がい児保育等に配慮し、対応できる人員を配置してください。

(4) 調理員

ア 調理業務は、第三者への委託も可能としますが、その際従事する者については、次の条件を満たしてください。

イ 調理員は、児童の年齢や健康状態に応じた適切な調理を実施できる者とし、アレルギー児（複数の食材に起因するものも含む。）等に対応できる人員を配置してください。

ウ 調理師資格を持つ調理員を1名以上配置してください。

(5) 栄養士

ア 児童及び保護者が栄養に関する適切な指導管理を受ける環境を確保するため、栄養士資格を持つ職員を配置してください。

イ 前項に定める環境が確保できる場合は、調理員その他の職員、又は他の施設の栄養士と兼務することができます。

(6) 安全監視員

ア 児童の登降園に際し、不審者等の侵入防止を図るとともに保育園職員と連携して、園児の避難誘導を行うため、保育園に安全監視員を配置してください。

イ 安全監視員は、保育園の開所時間からの4時間及び閉所時間までの4時間については、必ず配置してください。

(7) その他

その他、法令に従い、保育園の適正な管理を行い、児童の健やかな発達を促すにあたり必要な職員を配置してください。

## 5 事業者が行う業務

(1) 基本的事項

勝瀬保育園の運営に際しては、児童福祉の本旨に基づき、子どもの健全な発達に寄与するよう業務に全力で取り組んでください。

その内容については、関係法令の定めによるもののほか、この要項、協定書、三者協議

会での合意事項に基づき実施するものとします。

主な業務については、次のとおりです。

## (2) 保育業務

### ア 保育業務に関する基本事項

児童福祉法の精神に則り、その他関係法令及び保育所保育指針その他の関係省庁、県等が発する通知や通達等を遵守し、海老名市福祉事務所長が入所を決定した児童を、保護者の保育を必要とする状況を踏まえ、必要な時間保育してください。

また、公立保育園が掲げる保育方針を参考に、勝瀬保育園における保育の精神を受け継ぎ、明確な理念を持ち、児童福祉の本旨に基づき、児童の健やかな発達の支えとなるよう努めてください。

保育士をはじめとする職員は、積極的に研修等を受け、児童福祉施設としての役割を全うするように取り組んでください。

### イ 開所日、開所時間等

勝瀬保育園の開所日及び開所時間は提案事項とします。地域特性等を考慮し、より効果的な時間を提案してください。ただし、現在の開所時間より短縮して行うことはできません。

なお、現在の開所日の開所時間及び保育を実施しない日は以下のとおりです。

#### ① 月曜日から金曜日まで

基本保育時間 : 8時30分～16時30分

時間外保育時間 : 7時00分～8時30分  
16時30分～18時00分

延長保育時間 : 18時00分～19時00分

#### ② 土曜日

時間外保育時間 : 7時00分～17時00分

延長保育時間 : 実施なし

※ 土曜日については、既存施設の特例により保育時間が10時間となっていますが、移管後は11時間以上の設定が必要です。

#### ③ 保育を実施しない日

日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌1月3日まで)

### ウ 配慮が必要な児童への対応

指数順で入所を決定するため、障がい児等、配慮が必要な児童を入所決定することもあります。必要な体制をとってください。

### エ 延長保育

延長保育料については、現行の料金の範囲内において設定してください。

事業者の提案により、開所時間を延長する場合の延長保育料は、提案事項とします。

#### ① 月極による延長保育料金(保育標準時間認定)

利用時間	徴収金額(月額)
18:00～18:30	2,500円
18:00～19:00	5,000円

#### ② 延長保育利用の承認を得ていない者が利用した場合

(18時30分までの承認を受けた者がさらに延長する場合を含む。)

利用時間	徴収金額(1回)
30分あたり	500円

オ 給食及び補食の提供

勝瀬保育園においては、全ての年齢に対し自園調理による完全給食を実施してください。また、食物アレルギー（複数の食材に起因する場合を含む。）や宗教上の理由等により他の児童と同一の給食を喫食できない場合は、保護者と面談の上、適切な給食を実施してください。

なお、3歳以上児の給食費については、主食 1,000 円／月、副食 4,500 円／月の範囲内で設定してください。

カ その他の留意事項

その他の事項について、現状の勝瀬保育園で実施している保育業務（おゆうぎ発表会、遠足等の行事を含む。）についても、水準を低下することなく実施してください。なお、現在実施している行事については、別表のとおりです。

また、業務の遂行にあたり保護者に実費の負担を求めることはできるものとしませんが、その内容や金額については、三者協議会での協議が必要です。

(3) 子育て支援業務

ア 園庭開放

地域への園庭の開放を行ってください。

イ 児童福祉法第 48 条の 3 第 1 項に規定する保育情報の提供、相談及び助言

保育園において、入所児童の保護者はもとより、地域住民から育児相談等があった場合は、親身に対応してください。また、積極的に研修を実施し、相談に応ずるだけの力量を得てください。

ウ その他の子育て支援業務

その他の事項について、現状の勝瀬保育園で実施している子育て支援業務（保育実習の受け入れ、地域交流事業を含む。）についても、水準を低下することなく実施してください。

(4) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他必要な業務

## 5 協定・契約の締結

### 1 協定の締結

#### (1) 仮協定の締結

内定した法人と、速やかに仮協定を締結します。

#### (2) 本協定の締結

仮協定の締結後、細部を協議の上、協定の締結を行います。

勝瀬保育園の管理運営にかかる細目事項については、市と事業者が協議を行い、協定を締結することとします。この場合、市は事業者の提案に対し修正を求めることができることとし、事業者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

### 2 運営の引き継ぎ

#### (1) 運営の引き継ぎ業務

勝瀬保育園事業者の決定後、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間を、運営の引き継ぎ期間とし、市職員と事業者による合同保育期間とします。

事業者は、当該期間中に、入所している児童の発達や健康の状況、保護者との関係について市職員から引き継ぎを受けるとともに、勝瀬保育園が開所後40年以上にわたり築き上げてきた地域との関係性を受け継ぎ、将来にわたり愛される保育園となるようその精神を受け継がなければなりません。

引き継ぎ期間においては、市が保育の実施主体となりながら、市職員の指示に従い、保育内容の引き継ぎを行うものとします。なお、期間を通じて最低2名の常勤保育士の派遣を受けるものとします。この期間中の具体的な引き継ぎの方法や派遣人数、費用負担のあり方については、提案事項とします。

#### (2) 契約の締結

引き継ぎにあたっては、別途契約を締結するものとします。

契約の内容については、事業者の提案をもとに、市及び三者協議会の意見を取り入れながら、事業者と協議の上決定します。

### 3 譲渡・貸借契約の締結

#### (1) 土地

移管までの期間に事業者と期間を10年間とする無償での使用貸借契約を締結します。

10年間の無償貸与期間満了後には、有償での貸与又は譲渡（保育所等の施設の用に供することの条件付き）を予定しております。

#### (2) 建物

不動産鑑定を実施し、移管までの期間に事業者と譲渡契約を締結します。代金の納入については、契約の中で定めるものとします。

### 4 秘密の保持義務

事業者は、業務の引き継ぎにあたり、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報保護法及び海老名市個人情報保護条例の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければいけません。

## ■ 公募及び選定スケジュール

日 程	内 容
12月1日 (火)	募集要項配布開始
12月1日 (火) から 12月22日 (火) まで	質問受付期間
12月1日 (火) から 12月11日 (金) まで	現場説明会受付期間
12月14日 (月) から 12月18日 (金) まで	現場説明会 (指定した日時)
1月5日 (火)	申請締め切り日
1月13日 (水)	施設見学実施予定日
1月16日 (土)	第3回選定委員会 (面接審査)
1月 下旬	第4回選定委員会 (事業者の決定)
1月 下旬	選定結果通知・公表
4月1日 (木)	引き継ぎ保育開始

※ 締め切り日以降の日程については、応募する事業者数により、前後することがあります。

書類提出・問い合わせ先
〒243-0422 海老名市中新田 377 番地 (えびなこどもセンター内) 海老名市保健福祉部保育・幼稚園課 電話：046-235-4824 E-mail: hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

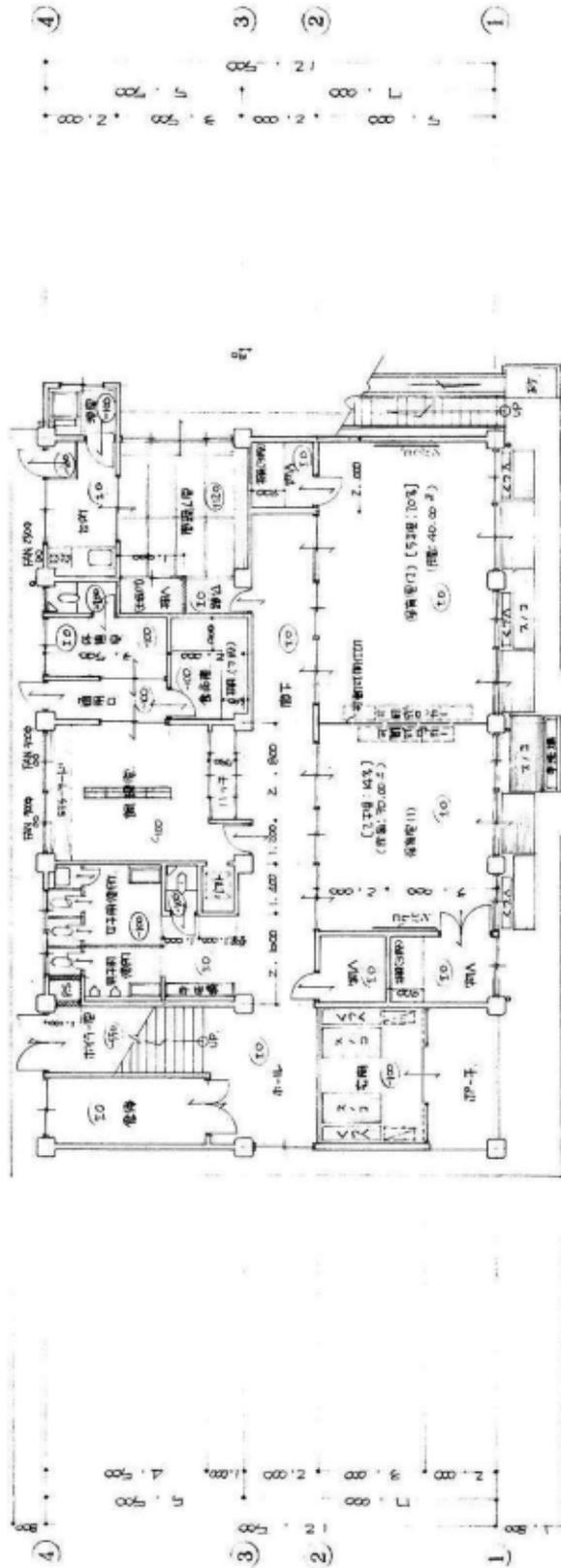
# 勝瀬保育園周辺図(イメージ図)







A B C D E F  
 4.000 + 2.000 + 2.000 + 2.000 + 2.000 + 1.500  
 2.000 + 2.000 + 1.500 + 1.500 + 1.500 + 1.500

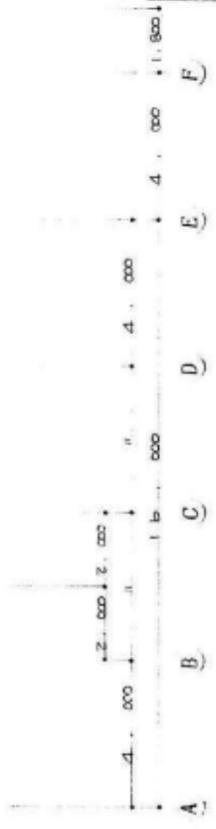
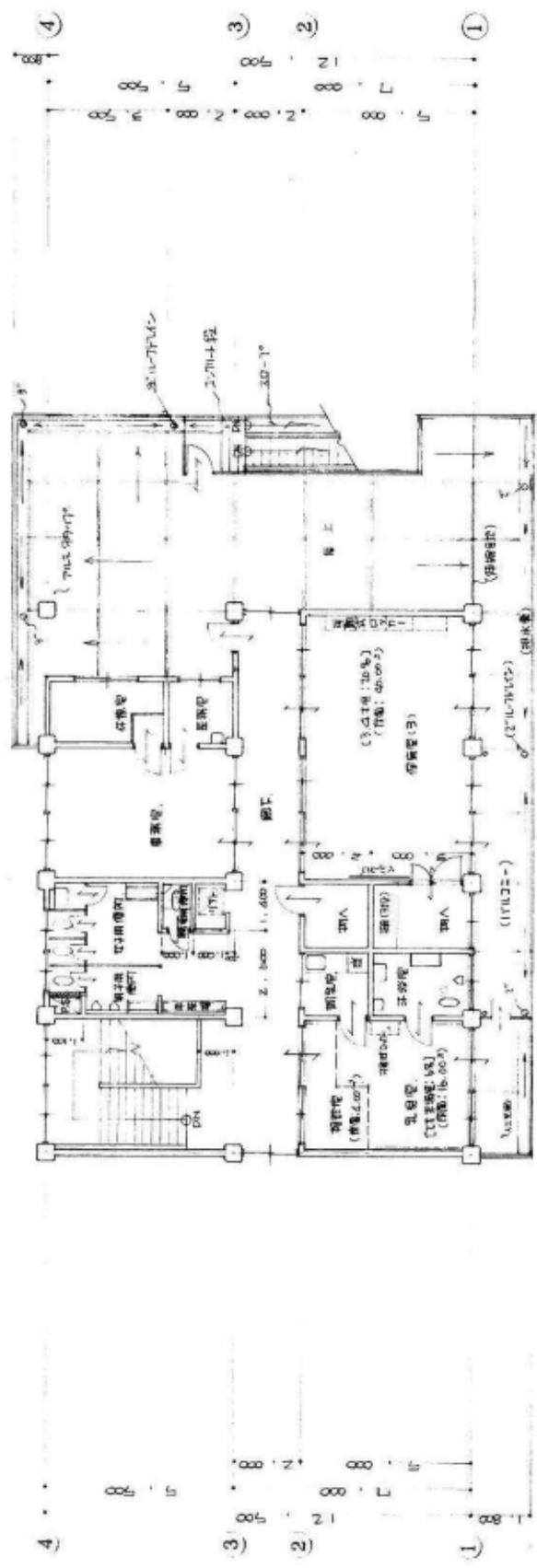


A B C D E F  
 4.000 + 2.000 + 2.000 + 2.000 + 2.000 + 1.500

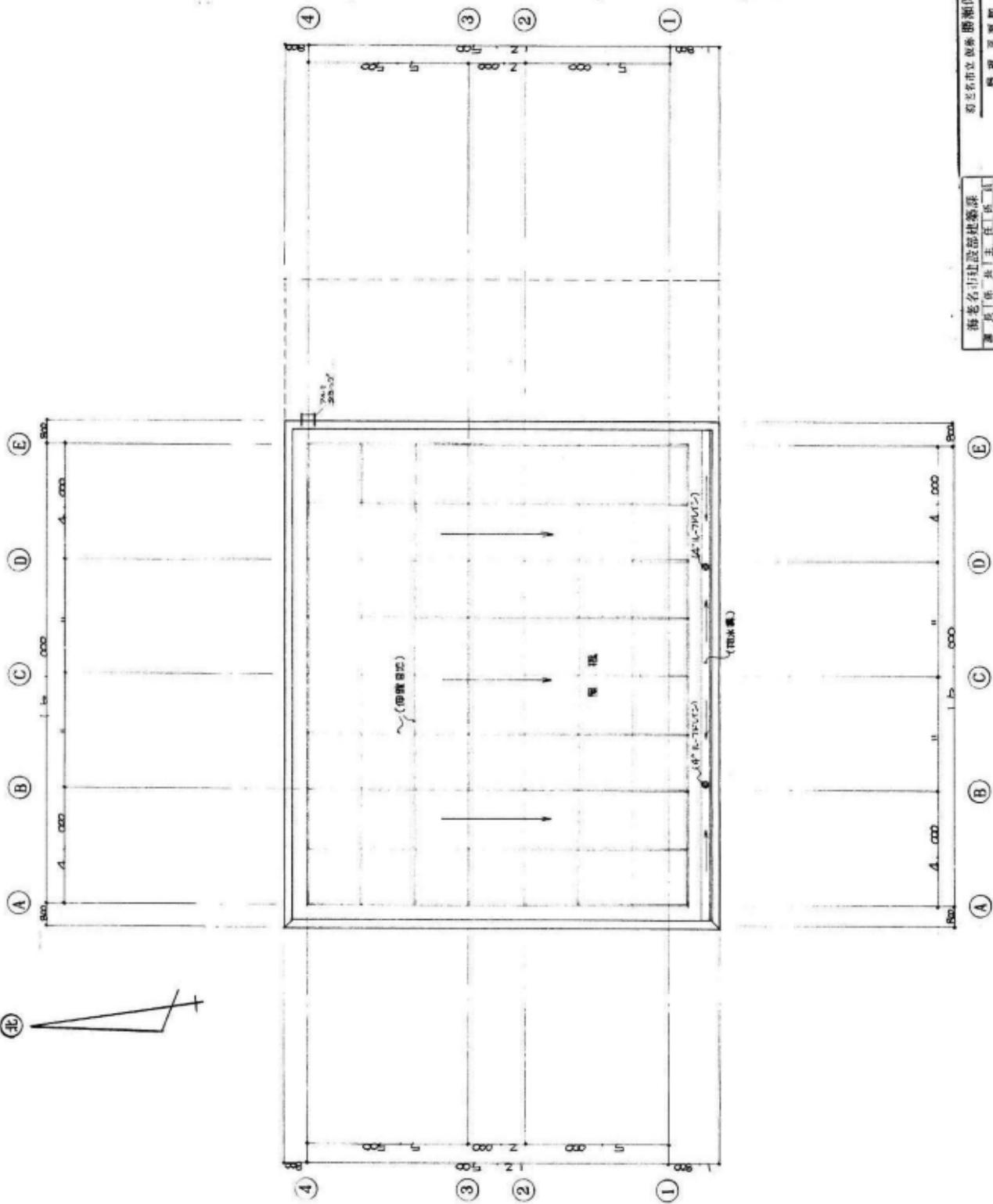
設計コンパニート	株式会社 建設部 建築課
プロジェクトマネージャー	〇〇〇〇〇〇
承認	〇〇〇〇〇〇

設計者	〇〇〇〇〇〇
承認者	〇〇〇〇〇〇
設計日	〇〇/〇〇/〇〇
承認日	〇〇/〇〇/〇〇

株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇  
 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇



海老名川建設部建築課 海老名市立東外 簡易保育園 新築工事  
 第五〇五号 第五五五号  
 原寸面図  
 昭和 年 月 日



海老名市建設部建築課  
 課長 佐藤 正 主任 佐藤 正  
 昭和 年 月 日

和志市立健康センター附設保嬰園新築工事  
 基礎平面図 1:100

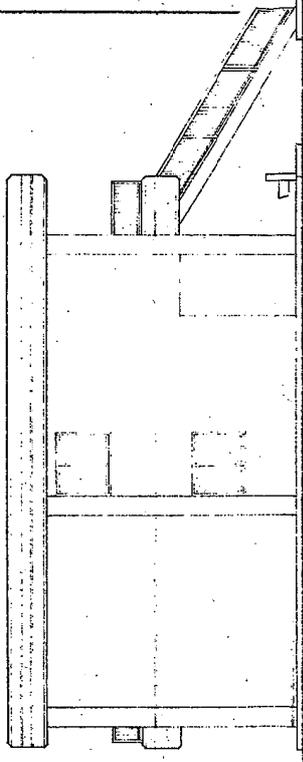


図 1

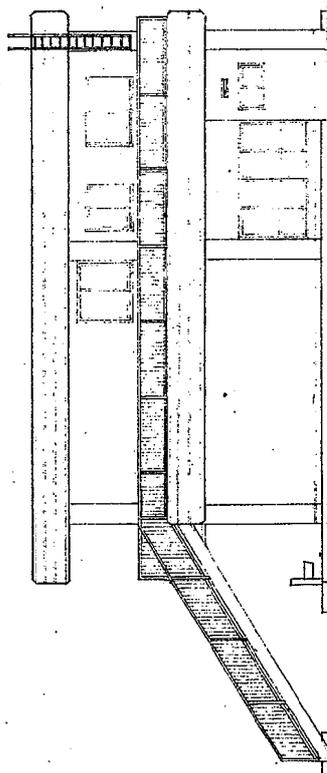


図 2

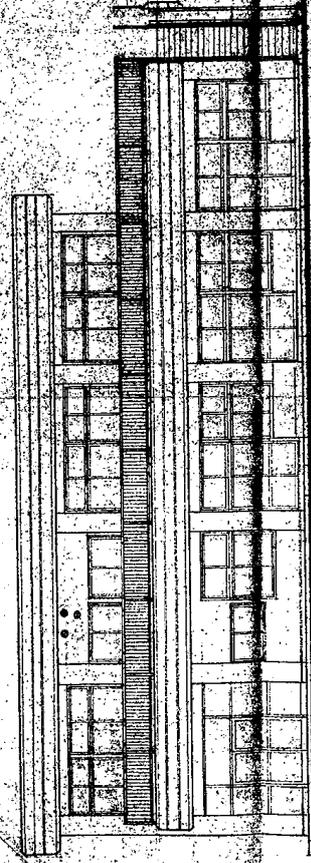


図 3

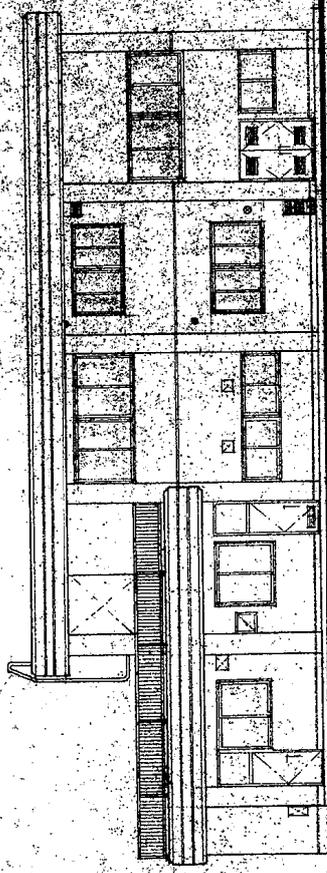


図 4

海老名市建設部建築課  
課長 係主任 係主任  
昭和 年 月 日

海老名市立 豊原 豊原保育園 新築工事  
立面図 3 DE

## 公立保育園施設概要

	柏ヶ谷保育園	門沢橋保育園	下今泉保育園	中新田保育園			勝瀬保育園	上河内保育園
				既存棟・びよびよ棟	敷地内増築棟	西棟		
所在地	東柏ヶ谷2-14-6	門沢橋2-22-7	下今泉5-8-23	中新田4-19-1			勝瀬8-1	上河内258-3
電話番号	231-0103	238-3231	232-1876	232-3259	232-3259	232-3259	232-5994	239-3601
用途地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	市街化調整区域	市街化調整区域			第一種中高層住居専用地域	市街化調整区域
建築年	平成4年 平成21年増築	昭和46年	平成29年	平成10年 平成23年増築	平成27年	平成27年	昭和53年	平成2年
耐震診断	新耐震基準	H9診断 H10耐震補強済	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準	H11診断 問題なし	新耐震基準
構造	鉄筋2階建	鉄骨造平屋建	木造2階建	鉄筋2階建 鉄骨造平屋建	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋2階建	鉄筋2階建
敷地面積	1266.95㎡	2925.17㎡	2206.65㎡	1740.00㎡	左に含む	1370.93㎡	1740.00㎡	1795.75
建築面積	456.21㎡	328.80㎡	412.67㎡	718.45㎡	50.71㎡	252.08㎡	253.00㎡	440.24
延床面積	561.04㎡	328.80㎡	602.89㎡	786.20㎡	50.71㎡	252.08㎡	434.00㎡	685.15㎡

# 令和2年度 年間行事計画（当初計画）

海老名市立勝瀬保育園  
海老名市勝瀬8-1  
電話 046-232-5994

## 保 育 目 標

1. よく遊ぶ子ども
2. 心豊かで思いやりのある子ども
3. 人と協力していける子ども

※印は保護者参加です

月	日	行 事	健 康	月	日	行 事	健 康	
4月	1日(水)	入園を祝う会 (新入園児保護者参加) ※クラス懇談会 ひよこ組	・身体測定 (毎月)	10月	1日(木)	衣がえ	・内科健診(全園児) (日程は未定) ・目の愛護デー (10月10日)	
	1日(水)	※クラス懇談会 あひる組			6日(火)	市の交通安全		
	2日(木)	※クラス懇談会 ペんぎん組			9日(金)	・園外保育(かもめ組)		
	3日(金)	※クラス懇談会 ちどり組			16日(金)	・園外保育(ちどり・はと組)		
	6日(月)	※クラス懇談会 はと組			30日(金)	・ハロウィン		
	9日(木)	※クラス懇談会 かもめ組			11月	14日(土)		※おゆうぎ発表会 (6園合同3歳以上児のみ)
	5月	14日(木)			・絵画展(~17日まで)	・内科健診(全園児) (5月20日) ・尿検査 (4・5歳児)		未定
23日(土)		※運動会 (雨天時は5/24(日))	未定	・芋ほり				
29日(金)		・歩き遠足 (4・5歳児)	12月	8日(火)	※保育参観②			
6月	1日(月)	衣がえ	・歯科検診(全園児) (6月4日) ・歯の衛生週間	1月	4日(月)	・保育はじめ	・インフルエンザ 予防月間	
	23日(火)	・プール開き			22日(金)	・お店屋さんごっこ		
	25日(木)	※保育参観①			未定	・観劇(人形劇)		
7月	7日(火)	・七夕集会		2月	2日(火)	・豆まき会	・インフルエンザ 予防月間	
	17日(金)	・夏まつり会 ・プール遊び			未定	・消防訓練		
8月	26日(水)	・おばけやしき	・鼻の日 (8月7日)	3月	3日(水)	・ひなまつり会	耳の日(3月3日)	
		・プール遊び			5日(金)	・お別れ遠足 (はと・かもめ組)		
9月	1日(火)	※引渡し訓練			12日(金)	・お別れ会		
	11日(金)	県交通安全教室			27日(土)	※卒園を祝う会 (3歳以上児)		

\*内科健診・歯科検診は、必ず受診してください。

\*新入園児のいる月は、初日に保護者と共に「入園を祝う会」を行います。

\*年間を通じて、実習生・体験学習・ボランティア等を受け入れています。

\*上記の他に、毎月…誕生会・避難訓練・交通安全指導を行います。

隔月…防犯訓練・クルン集会を予定しています。

\*保育参加は5月～7月、9月～2月の午前中に実施しています。(ご希望により1日参加可、個人面談可) ※給食費あり

\*保育参観は6月と12月に実施します。ビデオ・写真撮影もOKです。

\*クラス懇談会は、4月(新担任との顔合わせ)と2月に実施します。

\*地域の方に毎日午前・午後「園庭開放」を行なっています。また保育体験・給食体験も受け付けています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく変更して実施しています。